

平成 24 年度上半期 保険金等のお支払い状況

平成 24 年度上半期の保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数およびその内訳をお知らせいたします。

1. 平成 24 年度上半期 保険金等のお支払状況について

保険金等のお支払件数、お支払非該当件数およびその内訳

	保険金					給付金						合計
	死亡 保険金	災害 保険金	高度障害 保険金	その他	合計	死亡 給付金	入院 給付金	手術 給付金	障害 給付金	その他	合計	
詐欺による取消し	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
不法取得目的による無効	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
告知義務違反による解除	0	—	0	—	0	0	27	18	0	0	45	45
重大事由による解除	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
免責事由に該当	0	—	0	—	0	0	2	0	0	0	2	2
支払事由に非該当	0	—	2	—	2	0	15	28	0	5	48	50
その他	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0	0
お支払非該当件数合計	0	—	2	—	2	0	44	46	0	5	95	97
お支払件数合計	4	—	1	—	5	0	849	476	0	12	1337	1342

注 1) 生命保険協会にて策定した基準に則ってお支払件数、お支払非該当件数を計上しております。

※高度障害状態による保険料払込免除については、高度障害保険金の支払件数に計上しております。

注 2) 平成 24 年 3 月末現在、商品取扱いがない保険金・給付金種類については、「—」を表示しております。

注 3) 上表におけるお支払非該当理由のご説明は下表のとおりです。

事由	概要
詐欺による取消し	ご契約のときに、保険契約者または被保険者の詐欺行為があった場合、保険契約は取消しとなります。この場合は、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	保険金・給付金を不法に取得する目的で保険契約にご加入された場合、保険契約は無効となります。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反による解除	ご契約のときに、故意または重大な過失により告知いただいた内容が事実と異なる場合、ご契約を解除することがあります。この場合は、解約返戻金を保険契約者にお支払いいたします。
重大事由による解除	保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こすなどの事由があった場合、ご契約を解除することがあります。
免責事由に該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払できない事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払できない事由に該当する場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。
支払事由に非該当	約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする事由を定めております。ご請求いただいた内容がこのお支払する事由に該当しない場合は保険金・給付金のお支払対象となりません。

2. 保険金等のお支払契約ならびにお支払非該当契約の具体的事例について（平成24年度）

【お支払・お支払非該当事例】

事由	種類	事案概要
支払	がん診断給付金	子宮体がんを診断を受けられたお客さまで。ご契約にがん診断特約が付保されており、がん責任開始日（※）以降に生まれてはじめてのがんと診断確定されたため、がん診断給付金をお支払いすることができ、治療費にお役立ていただきました。 （※）がん責任開始日とは、がん診断給付金の保障を開始する日のことをいい、責任開始日（復活の場合は最後の復活の際の責任開始日）からその日を含めて91日目のことをいいます。
支払	先進医療給付金	白内障で、先進医療の「多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術」を受けられたお客さまで。先進医療の技術料は全額お客さまの自己負担でしたが、ご契約に先進医療特約が付保されていたため、先進医療給付金をお支払いすることができ、治療費にお役立ていただきました。
支払	腫瘍用薬治療給付金	乳がんを診断され、腫瘍用薬を用いた抗がん剤治療を受けられたお客さまで。ご契約に抗がん剤（腫瘍用薬）治療特約が付保されていたため、腫瘍用薬治療給付金をお支払いすることができ、治療費にお役立ていただきました。
保険料 払込免除	高度障害状態該当による 保険料払込免除	くも膜下出血でご入院され、その後、約款に定める高度障害状態に該当し、その状態が回復の見込みがないと診断されたお客さまで。被保険者が保険料払込期間中に約款に定める高度障害状態になったため、以後の保険料の払い込みが免除となりました。

事由	種類	事案概要
支払事由に非該当	手術給付金	左膝を切り、傷の処理（創傷処理）を受けられたお客さまです。約款上、傷の処理（創傷処理）は手術給付金の支払対象とならない手術と定められているため、手術給付金をお支払いできませんでした。
告知義務違反による解除	入院給付金 がん入院給付金	大腸がんによる入院、手術を受けられたお客さまです。告知日直前に検査指示を受けていることが判明しましたが、ご契約当時告知をいただいておりますませんでした。そのため約款に基づき告知義務違反による解除となり、告知義務違反原因での入院であったため、入院給付金をお支払いできませんでした。
告知義務違反による解除	疾病入院給付金	うつ病による入院を受けられたお客さまです。告知日前にうつ病にて病院受診、投薬治療を受けていることが判明しましたが、ご契約当時告知をいただいておりますませんでした。そのため約款に基づき告知義務違反による解除となり、告知義務違反原因での入院であったため、疾病入院給付金をお支払いできませんでした。

3. 保険金等のお支払いに関する「相談窓口」について

【平成24年度「相談窓口」ご利用状況】

	合計		
	保険金	給付金	
利用件数	0件	0件	0件

※対象となるお客さま：保険金、給付金をお支払いできなかったお客さま

以上